

平成31年度南陽市農業委員会活動方針

1. 基本方針

我が国の農業・農村を取り巻く状況は、自然災害の多発や担い手不足の深刻化や高齢化、農産物価格の低迷等による農業所得の減少、遊休農地の拡大など、一層厳しさを増している。さらには、TPP11やEPAの発効、種子法の廃止などによる環境の変化に伴う、農業経営への影響なども懸念される。

南陽市農業委員会では、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」との組織理念のもとに、本市が目指している「確かな未来へ夢はぐくむまち・南陽」の実現を、本市産業の根幹をなす農業の振興により担っていく必要がある。

このため、希望ある農業経営の安定的、長期的継続の実現を軸に、農村現場からの意見を積み上げ、農業委員会に与えられた責務と役割を認識し、地域農業の持続的発展のため、農地利用の最適化の推進を図るとともに、担い手の確保・育成、諸制度の円滑な遂行に向けた活動を進める。

2. 活動方針

- ① 農地法等の関係法令を遵守し、農地法に基づく許可申請等の審議において、現地調査を実施し、速やかで適正な対応に努める。
- ② 農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進のための活動に取り組む。
- ③ 農業の担い手の確保、育成に向けた積極的な支援、協力を関係機関と連携して行うとともに、経営実態や意向、農地利用の状況等についての調査を実施し、効果的な情報提供活動を通して農地と担い手を守り活かす運動を進める。
- ④ 農地パトロールの結果を踏まえ、耕作放棄地を増やさない対策に取り組む。
- ⑤ 農地中間管理事業の有効活用を含め、地域の実情に合った農地集積の推進を図るために必要な農地の条件整備等に関する提言、支援等を行うことにより、効率的かつ安定的な農業経営の実現とともに、農村現場の実態に即した農政活動を開する。
- ⑥ 農業者の福祉向上のため、農業者年金加入推進活動や啓蒙活動を行い、将来に希望の持てる農業経営を営むことができるよう情報提供に努める。